

の出産休暇は休暇を中止した時から1年以内にとらねばならない。

(妊娠・出産手当)

出産休暇が8週間延長したのに伴ない、妊娠・出産手当は規定により18週から26週に(多子出産または難産の場合は20週から28週に)延長する。

(出産休暇終了後の2子以上の子をもつ母親に対する育児補助)

強制保険加入の母親は第2子およびそれ以後の子に対する出産休暇の経過後最後に生まれた子が満1歳に達するまで、もしその子を家庭で自ら保育しようと思うなら、有給で労働を免除される。この免除の間社会保険から毎月育児補助を受ける。

育児手当は、母親が労働不能の場合労働不能の第7週から請求できる疾病手当の額だけ支給される。育児補助の月額是完全就業の母親については次の通りである。

2子するとき 300マルク以上

3子以上 350マルク以上

妊娠休暇の始まる時まで部分的に就業していた母親については、上の最低額を按分して支給する。

育児補助を受けている間は社会保険の現物給付の権利は存続する。育児補助の停止に当って労働不能が存続しているときは、育児補助停止の時から労働不能の時と同じく給付が与えられる。

育児補助を受けた期間は、社会保険の年金の給付および算定のための保険義務ある活動の期間とみなす。

(家計費の補助)

満3歳未満の子をもつ母親で、保育所がないためその職業活動の大部分を中止せざるをえなくなった者は、その中止の間に次の子が出生した場合、最後に生まれた子が満1歳に達するまで家計費のための社会保険の補助を毎月200マルク受けることができる。このためには育児手当の請求権の存しないことを要する。職業活動を中止するまで部分的に就業していた母親には、補助は按分し

て支給する。

この補助は子の出生した最初の月から母親が職業活動を再開する時まで、もしくは最後に生まれた子が満1歳に達するまでに、育児施設に入所できる時まで、支給される。

Neues Deutschland, 1. Juni

(安積鋭二 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

年金年齢の引下げ

(スウェーデン)

従来、この国の老齢年金では、標準的な年金年齢が67歳で、63歳からの早期受給と70歳までの受給延期が認められていた。これらの早期受給では、不足の1月当り0.6%ずつの減額か、また、受給延期には、延期した1月当り0.6%ずつの増額が行なわれていた。この老齢年金は改正され、1976年7月1日から、年金年齢は65歳に引下げられ、また、早期受給は60歳から、認められている。ちなみに、受給延期への増額は0.6%を継続されるが、早期受給への減額は0.5%に引下げられた。なお、この改正と同時に、多くの他の改正が行なわれた。

(国民保険公社からの連絡による)

(社会保障研究所 平石長久)